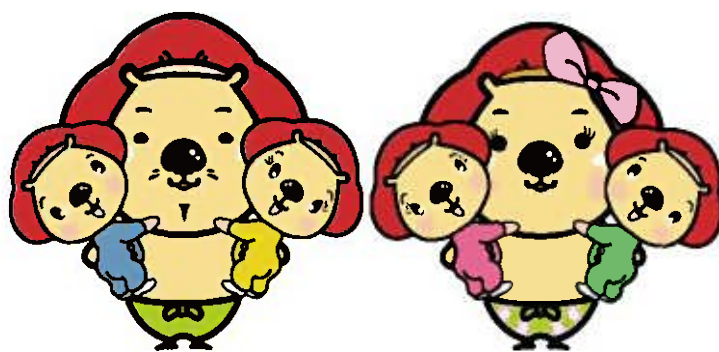


IKEDA PARTNERSHIP 21

第2次
池田市男女共同参画推進計画
～いけだパートナーシップ21～
改訂版



2018（平成30）年3月

池 田 市

目 次

◆男女共同参画を理解するための基本用語（五十音順）◆	1
第1章 計画策定の背景	3
1. 社会情勢の変化	4
2. 第2次池田市男女共同参画推進計画策定後の男女共同参画に関する国内・外の動き	6
3. 第2次池田市男女共同参画推進計画 目標値の達成度	7
第2章 計画の考え方	9
1. 計画策定の趣旨	10
2. 計画の位置づけ	10
3. 計画期間	10
4. めざす姿	11
5. 計画の構成	11
第3章 計画の内容	13
1. 計画の体系	14
2. 基本課題と重点施策	16
基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備	16
基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進	22
基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現	30
基本課題Ⅳ あらゆる暴力の根絶	36
第4章 計画の推進	43
1. 推進体制の充実	44
2. 計画の進行管理	44
3. ネットワークの構築・連携・強化	44
4. 苦情や意見への対応	44
5. 拠点施設の充実	44
6. 計画の推進体制	45
資 料	47

◆男女共同参画を理解するための基本用語（五十音順）◆

LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとった総称。

エンパワメント (Empowerment)

「女性が力をつけること」という意味で、国連の第4回世界女性会議をきっかけに広く知られるようになった。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもつ存在となることを意味している。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

ジェンダー (Gender)

生まれる前に決定される生物学的な性差(セックス)に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性差)」という。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれている。近年では、男女の役割は生まれながら決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっている。

ステップファミリー (Stepfamily)

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。継(ま)家族、ブレンド家族(ブレンディッド・ファミリー)ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係にない親子関係が1組以上含まれるものをいう。

性的少数者

性のあり方は(1)身体的な性(性染色体・生殖腺・性器によって決まる性)、(2)性自認(自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど)、(3)性的指向(性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど)により、人それぞれに異なるものであり、その性的マイノリティとは、こうしたあり方において少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障がいの人などが含まれる。

セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)

性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上に成り立っていることが多く、雇用の場で問題となっている。近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでもおこりうることで認識されるようになった。「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象を男女労働者とするとともに、その防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけている。

積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) (Positive Action)

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置のこと。たとえば女性のまったくない審議会にそれにふさわしい能力のある女性を登用することなどを指す。

男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）6月成立、施行。個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律である。「男女の人格の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策等の立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを基本理念に据え、国や地方自治体そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めている。

ドメスティック・バイオレンス（DV）（Domestic Violence）

直訳すると「家庭内の暴力」となるが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から繰り返される暴力」という意味で使われている。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。なお、この法律でいう「配偶者」には事実婚を含んでいる。

「暴力」の形態は、次のように分類される。

身体的暴力…殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等
精神的暴力…人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること等
性的暴力…いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること等
このほか、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、外出を制限したり、家族や知人と連絡を取らせない等の「社会的暴力」等があり、多くの場合、これらさまざまな暴力が複合して起こる。

メディア（Media）

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネットなどの手段を使って、不特定多数の人々に対して、情報を伝達する機構及びその伝達システムをいう。メディア・リテラシーとは、そのようなメディアの発する情報を読み解き自分で使いこなす力を身につけることを指す。

メンタルヘルス（Mental Health）

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health/Rights）

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。子どもを確むか確まないか、確むならいつ、何人確むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療などをはじめとして、思春期・出産期・更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報をもつこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。

1994年（平成6年）のカイロでの国連国際人口開発会議以降注目されるようになった。こうした問題に対する女性の主体性の重要性、当事者としての参画の必要性が認識されるようになってきている。

ロールモデル（Roll Model）

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

「女性のチャレンジ支援策について」（2003年（平成15年）4月男女共同参画会議意見）では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

ワーク・ライフ・バランス（Work-Life Balance）

「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

第1章 計画策定の背景

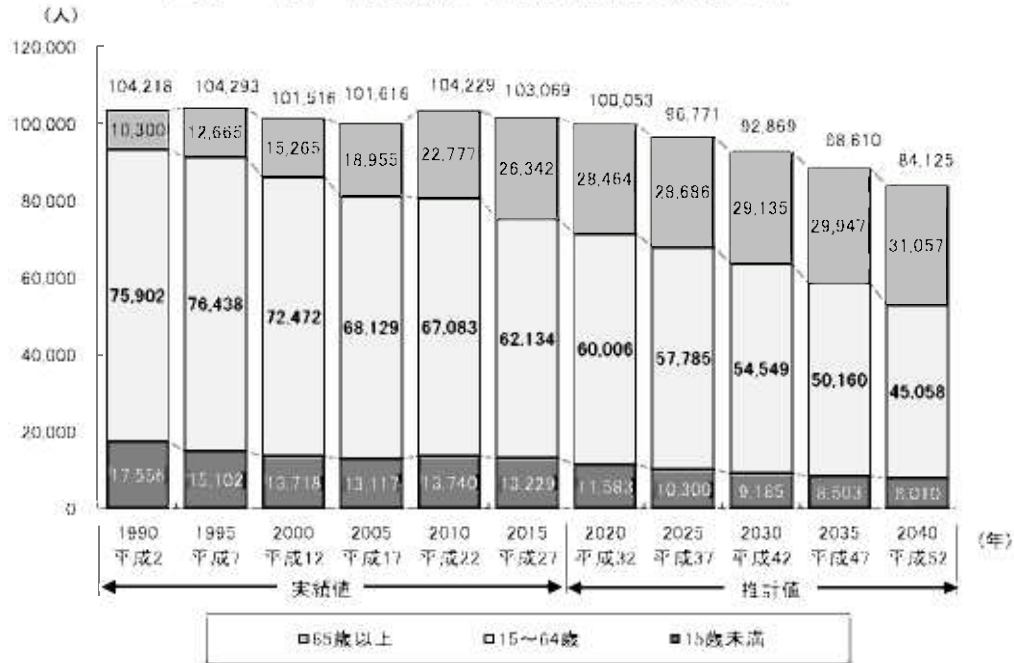
1. 社会情勢の変化

(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

本市では、2010年（平成22年）をピークに人口は減少に転じています。2015年（平成27年）の高齢化率は25.9%（総数から年齢「不詳」を除いた人口を分母として算出）で、今後も高齢化率は上昇、15歳未満、15～64歳の人口は減少していく見通しです（図表1）。

また、家族形態では、単独世帯、夫婦のみの世帯、母親と子どもからなる世帯が微増しています（図表2）。

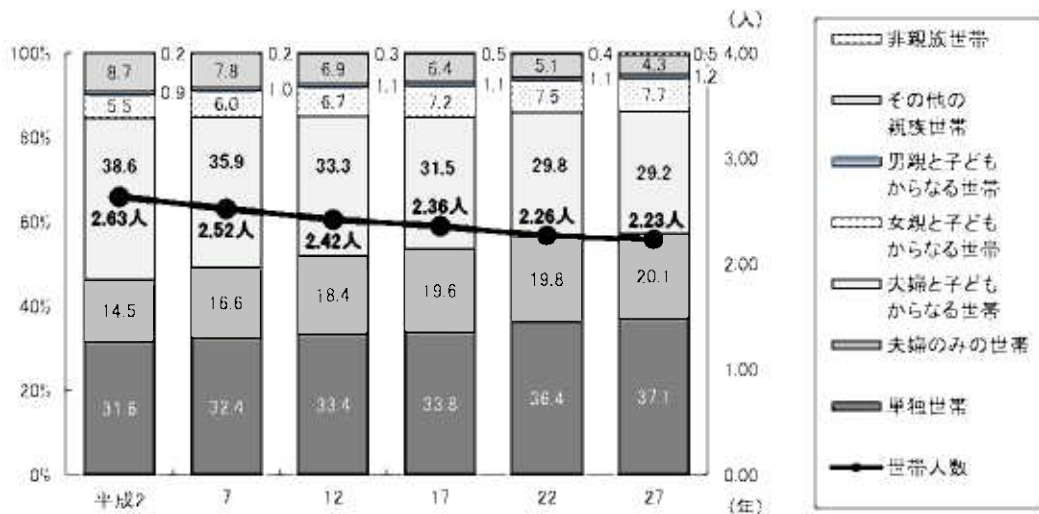
図表1 年齢3区分別人口の推移（推計含む）（池田市）



注) 実績値の総数には年齢「不詳」を含むため、各年齢別人口の合計とは一致しない。

資料：総務省「国勢調査」（平成2～27年）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」（平成32～52年）

図表2 世帯類型別割合と一世帯当たりの人数の推移（池田市）



注1) 世帯類型別割合は、総数から世帯類型「不詳」を除いた世帯数を分母として算出している。

注2) 世帯人数は、一般世帯人員を一般世帯数で除した数。

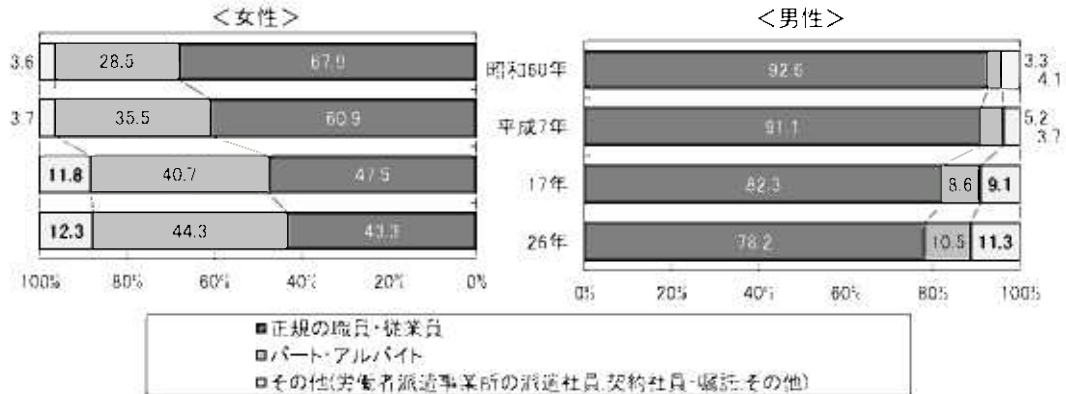
資料：総務省「国勢調査」

(2) 女性の経済活動における状況

男女ともに非正規雇用者が増えています。特に、女性においては、50%以上が非正規雇用者です（図表3）。

また、非正規雇用者と正規雇用者の賃金格差も大きく、さらに、男女の賃金格差も依然として大きくなっていきます（図表4）。

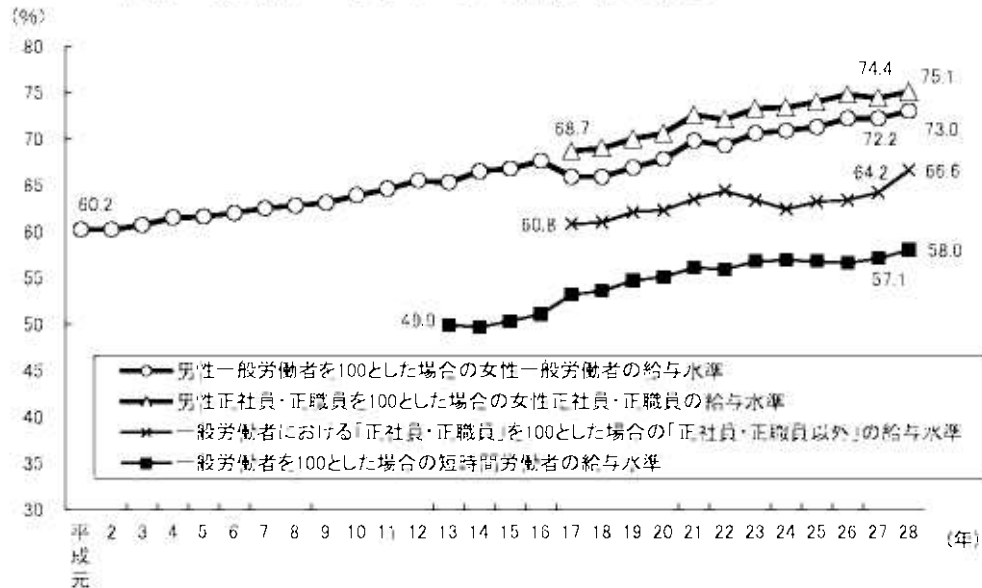
図表3 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移(全国)



注) 昭和60年と平成7年は、総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月)より、17年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

資料: 内閣府「男女共同参画白書」平成27年版

図表4 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移(全国)



- 1) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
- 2) 10人以上の常用労働者を雇用する民間事業所における値。
- 3) 雇用形態(正社員・正職員、正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降行っている。
- 4) 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
- 5) 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
- 6) 短時間労働者とは、同一事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

資料: 内閣府「男女共同参画白書」平成29年版

2. 第2次池田市男女共同参画推進計画策定後の男女共同参画に関する国内・外の動き

	世界の動き	国・大阪府の動き (■は国、○は大阪府)	池田市の動き
2012年 (平成24年)	◆第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	■『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定 ○「男女いきいき・元気宣言」事業者制度創設 ○「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」策定	・市民フォーラム「防災・災害復興について女も男も考えよう」開催 ・市民講演会「ケアと日本の生活を聞く」を開催 ・「いなかパートナーシップ21」推進状況報告書発行
2013年 (平成25年)		■若者・女性活躍推進フォーラムの開催、発言 ■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正(2014年(平成26年)1月施行) ■「日本再興戦略」(2013年(平成25年)6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる	・市民フォーラム「女流能楽師としての能の世界」開催 ・市民講演会「長寿社会の老いを生きる」開催 ・「いなかパートナーシップ21」推進状況報告書発行
2014年 (平成26年)	◆第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	■「日本再興戦略」改訂2014(2014年(平成26年)6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現が掲げられる ■「パートタイム労働法」改正 ○「男女共同参画に関する府民意見調査」実施	・市民フォーラム「こことここらのハーモニー」開催 ・市民講演会「異文化から聞く男女共生 インドネシア編」開催 ・「いなかパートナーシップ21」推進状況報告書発行
2015年 (平成27年)	◆「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)) ◆第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ◆UN Women日本事務所開設 ◆「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択(目標5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	■「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ■「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ■「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 ○「大阪府における新たな男女共同参画計画の策定に関する基本的な考え方について」答申 ○「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」策定	・市民フォーラム「夢に向かって、落語に生きる」開催 ・市民講演会「未来を生きる子ども達を見守るには」 ・「いなかパートナーシップ21」推進状況報告書発行
2016年 (平成28年)		■「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ■「女性活躍加速のための重点方針2016」決定 ■「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ■「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ○女性活躍推進冊子「CHANGE! / CHALLENGE!」発行	・行政組織改正により、人権推進課から人権・文化国際課に変更 ・市民フォーラム「幼少時期における男女共同参画」開催 ・市民講演会「特殊詐欺・空き巣にあわないために」開催
2017年 (平成29年)		■「女性活躍加速のための重点方針2017」決定	

3. 第2次池田市男女共同参画推進計画 目標値の達成度

基本課題	指標名	平成23年度 現状値	平成28年度 現状値	目標値 (平成35年度)
Ⅰ 現男女共同参画のための基盤整備 社会実	広報誌・ホームページへの男女共同参画関連記事の掲載回数	7回	22回	増加させる
	男女共同参画に関する研修・啓発事業への参加者数	492人	718人	増加させる
	乳がん検診受診率	10.9%	8.2%	50%以上
	子宮がん検診受診率	20.9%	15.7%	50%以上
Ⅱ ちづくりの推進 男女が協力して	女性のいない審議会等を0に	38機関中 7機関	61機関中 8機関	0機関
	審議会等への女性の参画率	28.7%	26.7%	40%
	市職員のうち女性管理職(課長級以上)の割合	8.0%	12.6%	20%
Ⅲ 活の調和の実現 就労の場の男女	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	28.0%	—	70%
	男性職員の「育児参加休暇(※)」取得者率	33.3%	33.3%	60%
	父親向けの子育て支援事業への参加者	549人	1,577人	増加させる
Ⅳ 根絶 あらゆる暴力の	セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発活動	3回	5回	増加させる
	DV・デートDVに係る相談窓口等の情報提供	2回	3回	増加させる
	市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1回	1回	増加させる

※ 「育児参加休暇」→対象者(出産する配偶者をもつ男性職員)
 出産日(予定日)の前後各8週間の間に5日(第1子の場合は産後8週のみ)

第2章 計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国においては、1999年（平成11年）6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されて以来、「男女共同参画社会の実現は21世紀を活力ある社会にするための最重要課題」と位置づけられ、現在、「第4次男女共同参画基本計画」に基づいて、省庁横断的に取組が進んでいます。また、2016年（平成28年）からは、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とする法律「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が完全施行され、同時に「働き方改革」で男女が働き続けやすい職場づくりに取り組んでいます。

大阪府においては、「女性の活躍」を推進する国の動向や今期の課題を踏まえ、「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」に基づいて取組が進んでいます。

本市においては、2011年度（平成23年度）に「第2次池田市男女共同参画推進計画 ～いけだパートナーシップ21～」を策定し、男女共同参画社会実現に向けて多様な施策を進めてきました。しかし、その計画で設定した目標値については、達成できていない、あるいは計画策定時と変わらないものが3分の1となっています（P7参照）。

また、社会情勢においても、今後は少子高齢化、人口減少の進行によって15～64歳の生産人口の減少が顕著となり、老若男女が対等に、一人ひとりの希望に応じて、経済活動や地域コミュニティで活躍することが必要となります（P4参照）。中でも、経済活動分野においては、女性の活躍が進んでいるものの、パートタイム労働などの不安定雇用が多く、経済的自立や老後の生活の不安定につながるという課題もあります（P5参照）。

こうした状況や国や大阪府の動向を踏まえ、また、2011年度（平成23年度）に策定した「第2次池田市男女共同参画推進計画 ～いけだパートナーシップ21～」の中間年であることから、計画の見直しを図り、改訂版を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

- ①本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「池田市男女共同参画推進条例」に基づく計画です。
- ②本計画は、「第6次池田市総合計画」における分野別計画の一つであり、「第3期池田市地域福祉計画」「新・いけだ子ども未来夢プラン」「池田市地域防災計画」などと連携した計画です。
- ③本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「おおさか男女共同参画プラン（2016-2020）」を踏まえたものです。
- ④本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）」を包含するものです。
- ⑤本計画は、「女性活躍推進法」第6条の2に基づく「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）」を包含するものです。

3. 計画期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2023年度（平成35年度）までの6年間です。

4. めざす姿

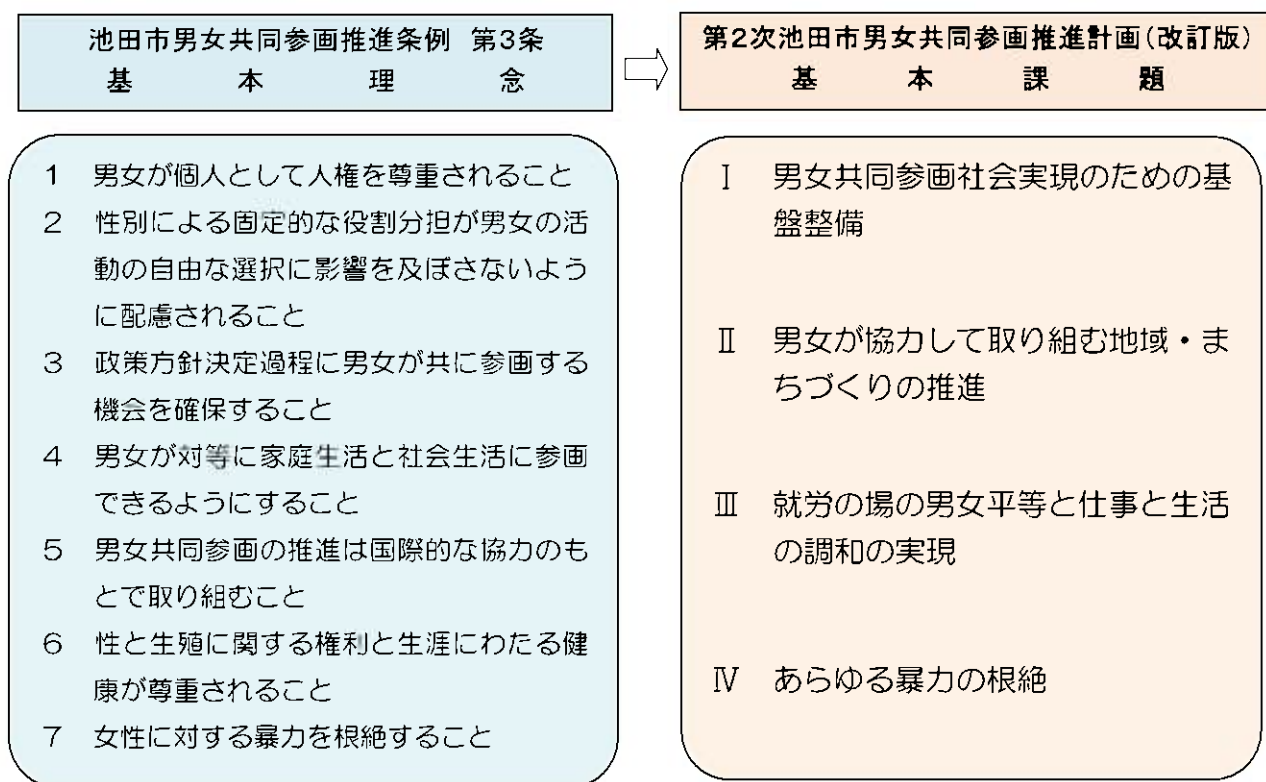
人権を尊重し合える男女共同参画社会の実現

※男女共同参画社会基本法

1999年(平成11年)6月成立、施行。個人の尊重と性別の権衡を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律である。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策等の立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを基本理念に掲げ、国や地方自治体として国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めている。

5. 計画の構成

改訂版においても、「池田市男女共同参画推進条例」に掲げる7つの基本理念に基づいて、4つの基本課題を掲げます。



第 3 章 計画の内容

1. 計画の体系

基本課題	重点施策	施策の方向
I 男女共同参画社会実現のための基盤整備	1. 男女共同参画についての理解の推進	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進 ②調査・統計における男女別情報の充実
	2. 生涯にわたる男女平等教育の充実	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実 ②多様な選択を可能にする社会教育の推進
	3. 男女の生涯にわたる健康の保持・増進	①生涯をとおしての健康づくりの支援 ②性教育の推進
II 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進【女性活躍推進計画】	4. 政策・方針決定過程への女性の参画促進	①行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進 ②市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③女性のエンパワメントとネットワーク支援
	5. 男女が協働で行う地域活動の促進	①男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進 ②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進
	6. さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	①高齢者・障がい者の生活支援の充実 ②ひとり親家庭等の生活支援の充実 ③在住外国人等の生活支援の充実

Ⅲ

就労の場の男女平等と
仕事と生活の調和の実現
【女性活躍推進計画】

7. 就労の場における男女平等の促進

- ①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進
- ②農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

8. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための支援

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進
- ②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進
- ③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

Ⅳ

あらゆる暴力の根絶

9. あらゆる暴力の根絶

- ①セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進
- ②暴力被害者への相談の充実

【DV防止基本計画】
10. DV問題を発生させない教育・啓発

- ①DV被害防止に向けた啓発の推進
- ②職務関係者への研修の充実
- ③加害者への教育・啓発

11. DV被害者の安全を確保するための支援の推進

- ①相談窓口の充実、情報提供
- ②緊急時の安全確保

12. DV被害者の自立に向けた支援

- ①自立支援策の充実
- ②関係機関との連携協力

2. 基本課題と重点施策

基本課題Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備

男女平等・男女共同参画の意識が浸透することは、男女共同参画社会を形成する上で基盤となるものです。しかし、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」と性別によって役割を固定した考え方（＝固定的な性別役割分担意識）や、それにともなう慣行などは、長い時間をかけて形成されてきたもので、一朝一夕に解消されるものではありません。

2016年（平成28年）に内閣府が行った調査によると、「(2) 職場」「(4) 政治の場」「(6) 社会通念・慣習・しきたりなど」「(8) 社会全体」で、男女ともに『男性優遇』（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）の割合が50%を超えています。また、すべての場で『男性優遇』と回答する割合は、女性の方が高くなっています（図表5）。

性別や年齢、障がいの有無、国籍、性的指向などにかかわらず、一人ひとりの個性と能力に合わせて多様な生き方が認められる男女共同参画社会こそが、活力ある持続可能な社会であるとの考え方が浸透するよう、効果的な広報や啓発活動が必要です。

また、男女平等や人権尊重の意識を育み、男女共同参画の意義の重要性を認識するにあたって、教育や学習の担う役割は大きいものです。

次代を担う子どもたちが、他者を尊重し、性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、自立した生き方を獲得するためには、家庭、学校、地域などでの関わり方が重要です。

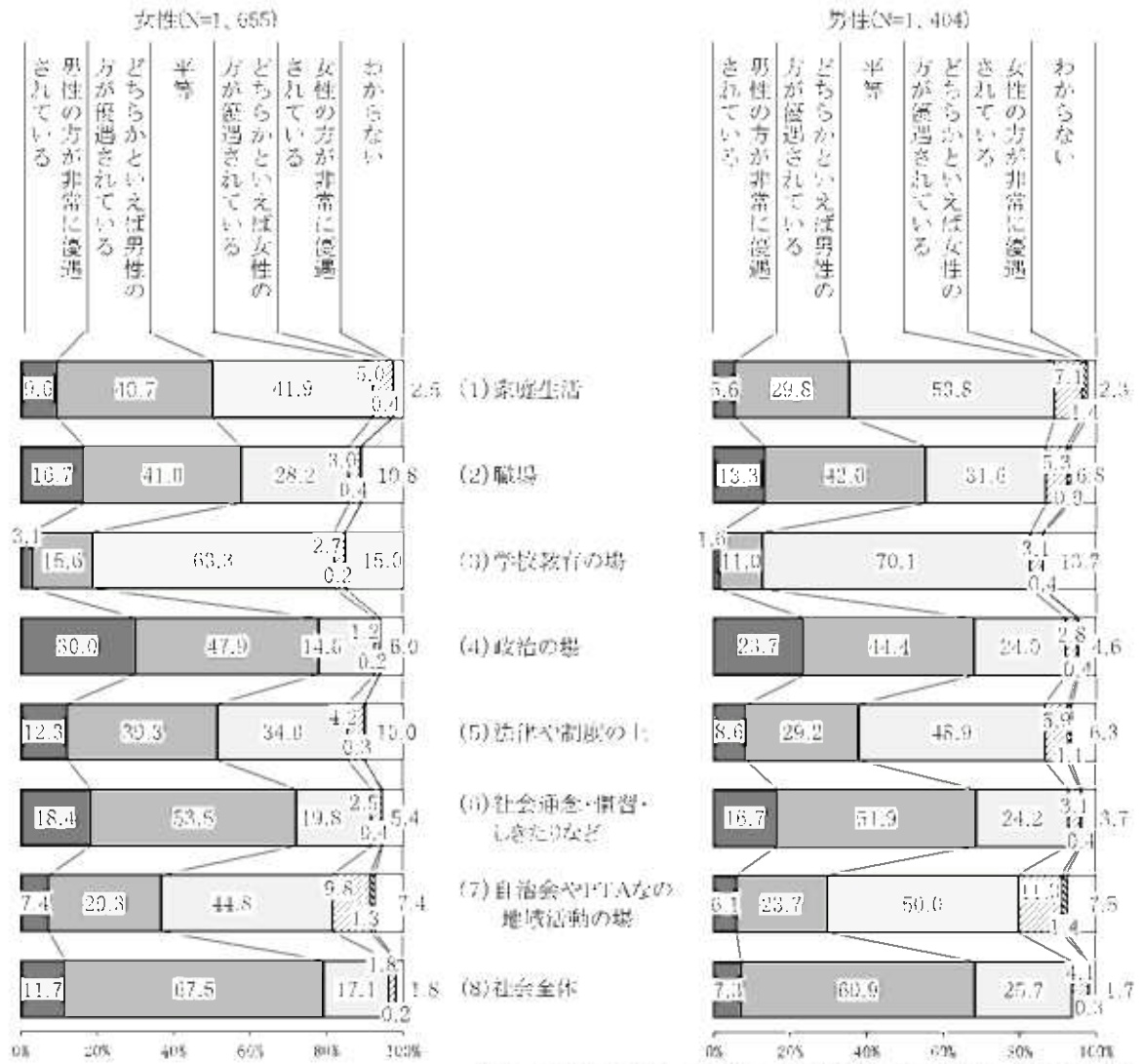
成人においても、人生100年時代を自分らしくいきいきと生きていけるよう、また、地域社会の基盤強化につながる地域力や住民力を培えるよう、市民のさまざまなニーズに応える生涯教育が求められています。

生涯にわたる健康の保持や、男女がお互いの性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもつことは、男女共同参画社会実現の前提となります。特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあるなど、生涯を通じて、男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の視点が重要です。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(Reproductive Health/Rights)

「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいう。子どもを産むか産まないか、産むならいつ、何人産むかを、性的関係とともに自らの意思で主体的に選択する自由や、安全な妊娠・出産や避妊・中絶、性感染症の予防、人権に配慮した治療などをはじめとして、思春期・出産期・更年期など生涯にわたる良好な健康の管理が含まれる。また、そのために必要な、自らの身体や健康について正確な知識や情報をもつこと、性的暴力や差別、強制を受けないことなども幅広く含まれる。1994年（平成6年）のカイロでの国際人口・開発会議以降注目されるようになった。こうした問題に対する女性の主体性の重要性、当事者としての参画の必要性が認識されるようになってきている。

図表5 男女の地位の平等感(全国)



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）

■ 計画推進の指標

指標名	平成23年度 現状値	平成28年度 の現状値	目標値 (平成35年度)
広報誌・ホームページへの男女共同参画関連記事の掲載回数	7回	22回	増加させる
男女共同参画に関する研修・啓発事業への参加者数	492人	718人	増加させる
乳がん検診受診率	10.9%	8.2%	50%以上
子宮がん検診受診率	20.9%	15.7%	50%以上

重点施策1 男女共同参画についての理解の推進

啓発パンフレットや「広報いけだ」、ホームページへの掲載はもとより、多様な媒体、機会を通じて広報・啓発に努めています。その際、男性、子育て中の男女、子ども、若者、地域活動団体役員、事業所など、それぞれの対象によって効果的な手法を用い、男女平等や男女共同参画の意義の浸透を図るよう、工夫をこらして広報・啓発活動を展開します。

また、庁内においては、多岐にわたる施策の中に男女平等・男女共同参画の視点が行きわたるよう、市職員・教職員が男女共同参画社会を実現する意義についての認識を深められるための継続的で多様な啓発活動、研修を実施します。

また、男女共同参画施策を推進していくためには、男女の置かれている状況を客観的に把握することが重要であることから、可能な限り男女別のデータの収集・公開を進めます。

施策の方向① 男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進

	施策名	施策の内容
1	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	広報誌の特集やコラム、HP、CATVの活用、FacebookやTwitterなど、多様な媒体を駆使するとともに、さまざまな講演会などの機会を活用して、男女平等・男女共同参画の必要性について正しく理解するための情報発信を充実します
2		市の広報活動において遵守すべきガイドラインにそって、男女平等の視点に立った表現を徹底します
3		男女共同参画について効果的に啓発できるよう、講演会やフォーラムを開催します
4	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	市職員及び教職員が男女平等や男女共同参画意識の向上を図れるよう、研修や啓発活動を強化します

(人権・文化国際課、学校教育推進課、政策広報課)

施策の方向② 調査・統計における男女別情報の充実

	施策名	施策の内容
5	男女共同参画に関する各種調査などの情報収集	男女の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させるため、国や府の新しい取組や各種意識調査の情報を収集し、市民に提供します
6	男女別情報（ジェンダー統計）の充実	男女間格差の実態を客観的に把握するために、庁内で実施される各種意識調査の結果や統計データなどにおいては男女別のデータ収集に努め、公表します

(人権・文化国際課、関係各課)

重点施策2 生涯にわたる男女平等教育の充実

【保育所・こども園・幼稚園・小・中学校などで】

本市では、「教育のまち池田」を掲げ、学校・地域・家庭が一体となった「教育コミュニティ」づくりを推進することで子どもたちの健全育成に取り組んでいるところです。また、池田市の教育に関する指針となる「池田市教育ビジョン」においては、“池田の子ども”を育むビジョンとして「社会で生きる実践的な力の育成」「豊かな心としなやかな身体の育成」「信頼される学校づくりの推進」「地域全体で子どもを守り育てる体制づくりの推進」「生涯学習社会の実現」をビジョンとして掲げて、取組を進めているところです。

こうした取組の中で、ジェンダー（社会的・文化的な性差）にとらわれない、男女平等や人権尊重の意識のもとで「生きる力」を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、キャリア教育を推進していきます。

【社会教育の場で】

これまで週日の日中の講座が多く、働く男女等が参加できないことも多かったことを考慮し、自己の人格を磨き、豊かな人生を送りたいと望むすべての市民が学習することができ、その成果を適切に生かすことのできるような学習の場を提供していきます。

また、池田市立男女共生サロンにおいてグループの育成を支援しているところです。

今後は男女共同参画推進の拠点として、交流、情報収集・提供の機能を充実していく必要があります。

ジェンダー(Gender)

生まれる前に決定される生物学的な性差(セックス)に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性差)」という。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれている。近年では、男女の役割は生まれながらに決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっている。

キャリア教育

進学や就職に焦点を絞らず、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や勤労観、職業観を育み、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を身につけること。

施策の方向① 保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校における男女平等教育の充実

	施策名	施策の内容
7	池州市教育ビジョンに基づく「男女平等教育」の推進	子どもたちが自他を大切にすすべての教育活動をとおして、男女平等・人権尊重の意識を高められるよう取組を進めます
8	教職員の学習機会の充実	保育・教育関係者が男女の不平等や差別に敏感な視点を持ち、生活や教科の中で男女平等意識を育む教育・保育ができるよう学習機会の充実を図ります
9	性別にとらわれないキャリア教育の推進	子どもたちが、社会人・職業人として自立していけるよう、年齢に応じたキャリア教育を推進します
10	性的少数者（LGBT）への配慮	多様な性のあり方や性的少数者への理解を深め、すべての子どもたちが安心・安全に過ごせるよう啓発活動を進めるとともに生活面での配慮をします

(子ども・健康部 教育委員会)

施策の方向② 多様な選択を可能にする社会教育の推進

	施策名	施策の内容
11	誰もが参加しやすい環境の整備	若年層や成人男性、育児期の男女などのために、保育付きや曜日、時間帯などを考慮して講座などの開催を充実します
12	社会教育関係者への研修の充実	社会教育関係者（指定管理者を含む）に対して男女共同参画に関する研修を充実します
13	男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共生サロンや社会教育施設などでの男女共同参画をテーマにした講座を充実します
14	情報教育の推進	情報処理・情報発信能力をつけるとともに、情報を主体的に収集・判断等できる能力（メディア・リテラシー）を習得させます

(全部局)

性的少数者

性のあり方は(1)身体的な性(性染色体・生殖腺・性器によって決まる性)、(2)性自認(自分を男性あるいは女性であると思うか、そのどちらでもないと思うかなど)、(3)性的指向(性愛の対象が異性に向かうか、同性に向かうか、両性に向かうかなど)により、人それぞれに異なるものであり、その性的マイノリティとは、こうしたあり方において少数者のこと。性的指向が同性に向かう同性愛者、性自認において生物学的な性と心の性に違和感を覚える性同一性障害がいの人などが含まれる。

LGBT

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとった総称。

メディア(Media)

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネットなどの手段を使って、不特定多数の人々に対して、情報を伝達する機構及びその伝達システムをいう。メディア・リテラシーとは、そのようなメディアの発する情報を読み解き自分で使いこなす力を身につけることを指す。

重点施策③ 男女の生涯にわたる健康の保持・増進

計画の指標として挙げている「乳がん」「子宮がん」の各検診受診率は2016年度（平成28年度）でそれぞれ8.2%・15.7%に留まっています。

男女が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組めるよう、情報提供や健康診断などの充実を図ります。

また、性の違いにより疾病の発生率が異なることや、同じ疾患でも治療方針や薬の効き方などが異なるケースがあることなどが明らかになっているため、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策に努めます。

特に、固定的な性別役割分担意識によって生きづらさを抱え込む傾向が強い男性については、働く人のメンタルヘルスに関する情報提供、相談窓口や学習機会の充実を図ります。

施策の方向① 生涯をととしての健康づくりの支援

	施策名	施策の内容
15	健康の自己管理意識の形成	健康指導担当者のリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識の浸透に努めると同時に、市民に対して「自分の健康は自分で管理する」という意識の啓発をさらに充実します
16	性差に応じた健康管理の充実	男女それぞれが自らの健康を主体的に管理できるよう、健康教育・健康相談の充実を図ります。また、栄養・運動・喫煙・飲酒など一次予防施策を充実させるとともに、ライフサイクルに応じた健康診査・検診の受診を意識づけていきます
17		性差に応じた疾病の予防についての啓発や健康診査、保健指導等の充実を図ります。また、気軽に相談できる体制の整備や自殺の予防に努めます
18	健康を脅かす要因に関する情報提供の充実	喫煙、アルコール依存、薬物乱用、性感染症、望まない妊娠など、健康を脅かす要因に対する正しい知識を得るための情報提供を充実します

(福祉部 子ども・健康部)

施策の方向② 性教育の推進

	施策名	施策の内容
19	学校などにおける性教育の充実	性についての正しい知識を身につけることができる性教育を子どもたちの発達段階に応じて段階的に進めていくため、教職員研修の充実を図るとともに、性教育指導資料の充実を図ります。また、保育所・子ども園・幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、体系的な学習を積み上げられるよう取り組みます
20	思春期相談の充実	教育現場との連携のもとで、思春期のさまざまな相談に応じるための体制を整備します
21	性の多様性に対する配慮	性の多様性や性的少数者に対する理解を進める啓発、情報提供を推進します

(市民生活部 子ども・健康部 教育委員会)

メンタルヘルス(Mental Health)

精神面における健康のこと。心の健康、精神衛生、精神保健などとも呼ばれる。

基本課題Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進

【女性活躍推進計画】

本市が持続可能な発展の道を確保するためには、画一的、均質化よりは、多様化、個性化を重視した新たな価値を創造していく必要があります。そのためには、男であるとか女であるとかという性別にかかわらず、個人がその能力と個性を十分に発揮できることが重要な課題です。

本市においても、多くの女性が経済分野や地域活動・市民活動などで活躍しています。しかし、そうした場の政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません。

本市における審議会等附属機関の委員への女性の参画割合は27.6%（2017年（平成29年））で、2011年（平成23年）に30%であったものの減少し、目標数値の40%を達成できていません。また、委員割合が女性に偏っている場合と女性委員が0の審議会などが存在しています（図表6）。

市職員における女性管理職（課長級以上）の割合をみると、職員での女性比率が43.4%であるにもかかわらず、12.6%（2017年（平成29年））で、増加しているもののいまだ低い割合です（図表7）。

地域活動における女性の参画割合をみると、民生委員・児童委員では67.4%、友愛クラブ（老人会）会長は24.3%、自治会長は12.1%、地域コミュニティ推進協議会会長は9.1%、自主防災組織会長は7.3%と、女性の政策・方針決定過程への参画は徐々に増えています。しかし、小・中学校PTA会長や農業委員では女性は0の状況です（図表8）。

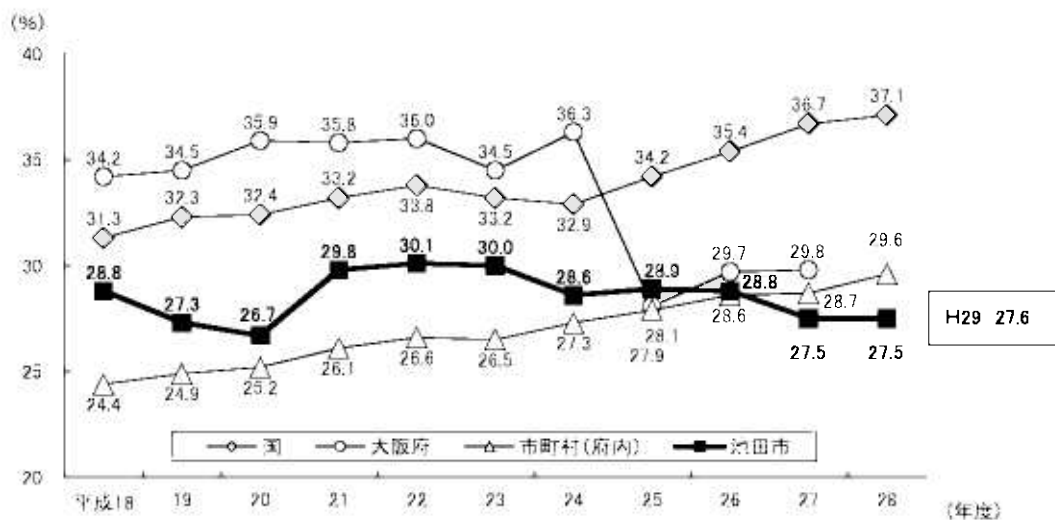
性別にとらわれず、多様な人材が政策・方針決定過程の場に参画できるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進していくことが重要です。

地域活動においては、これまで、昼間地域に多くの女性や定年後の男性などによって担われてきましたが、人口減少や高齢化、人間関係の希薄化などにより、これまでの相互扶助の仕組みが課題になっています。子育てや介護、ひとり親家庭など困難な状況にある人への支援、防災・復興の取組にさまざまな立場の人が協力し合えるような仕組みづくりが求められています。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（Positive Action）

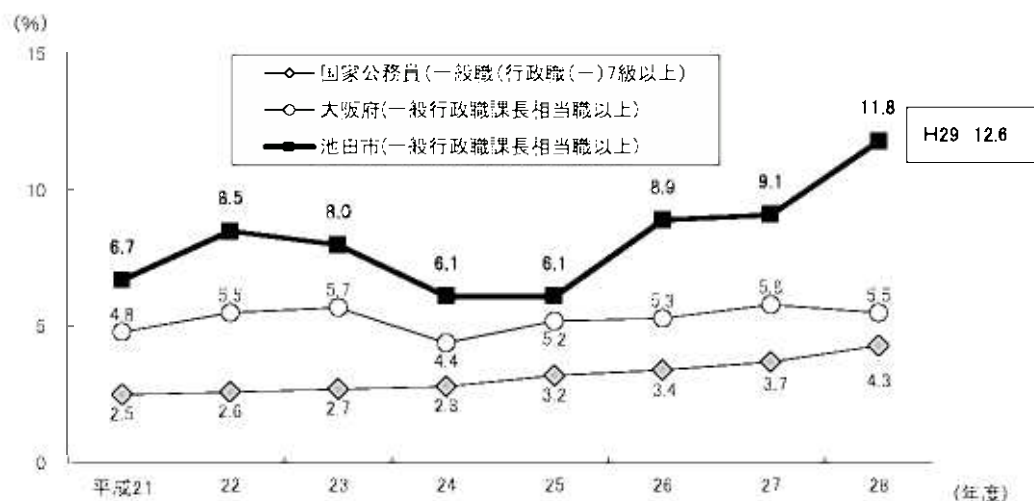
過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうわっている人々に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした断定的な措置のこと。たとえば女性のまったくない審議会にそれによさわしい能力のある女性を登用することなどを指す。

図表 6 審議会等附属機関の委員における女性委員の比率の推移(国、大阪府、市町村、池田市)



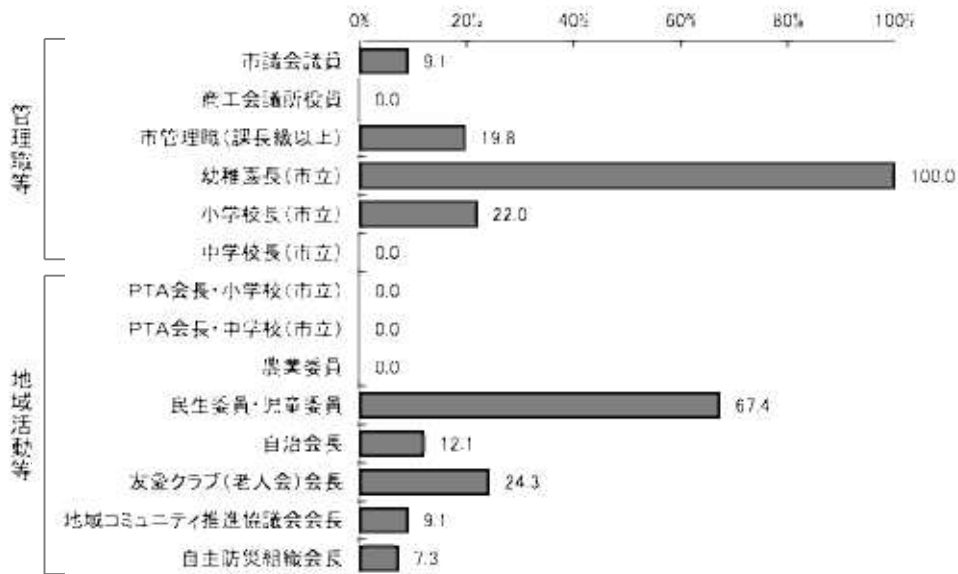
資料 国は、内閣府男女共同参画局「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」、大阪府と市町村(府内)は、大阪府「大阪府の男女共同参画の現状と施策」(平成 27 年度)、池田市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 7 公務員管理監督職における女性職員の比率の推移(国、大阪府、池田市)



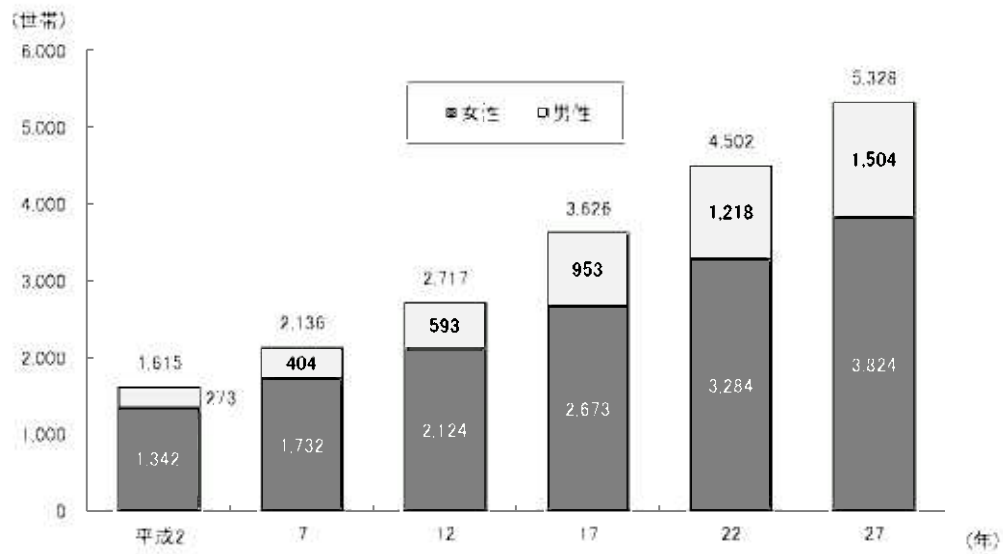
資料 国家公務員は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、大阪府、池田市は、内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 8 各分野の管理職等並びに地域活動等で女性が占める割合(池田市)



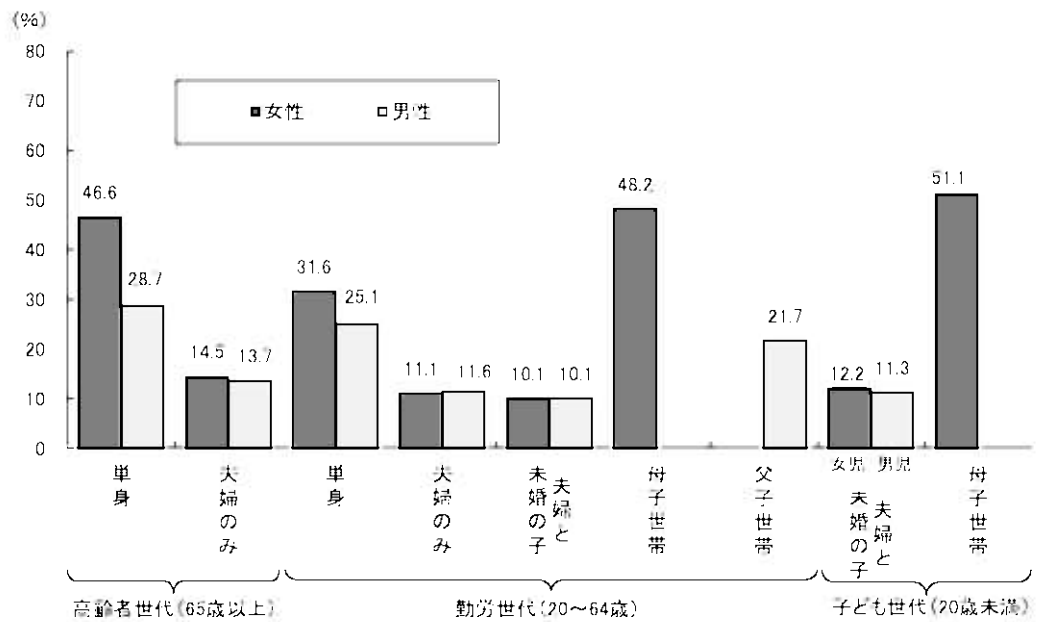
資料：池田市人権・文化国際課調べ 2017年(平成29年)

図表 9 性別でみた 65 歳以上の単独世帯数の推移(池田市)



資料：総務省「国勢調査」

図表 10 年代別・世帯類型別相対的貧困率(全国)



注1) 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彰委員)による特別集計より作成。
 2) 相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3) 調査対象年は平成21年。

資料：内閣府「男女共同参画白書」平成21年版

■ 計画推進の指標

指標名	平成23年度 現状値	平成28年度 の現状値	目標値 (平成35年度)
女性のいない審議会等を0に	38機関中 7機関	61機関中 8機関	0機関
審議会等への女性の参画率	28.7%	26.7%	40%
市職員のうち女性管理職(課長級以上)の割合	8.0%	12.6%	20%

重点施策4 政策・方針決定過程への女性の参画促進

女性のさまざまな分野への参画拡大は、男女間の実質的な機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるといった観点から極めて重要な取組であるという認識のもと、市自らが率先して女性の参画を積極的に推進（積極的改善措置（ポジティブ・アクション））するとともに、事業所や地域へも積極的に働きかけを行っていきます。

同時に、政策・方針決定の場に女性が参画できるよう、すでにさまざまな分野で活躍している女性リーダーを発掘するとともに、女性が力をつけていくための取組を進めていきます。

施策の方向① 行政委員・審議会委員などへの男女共同参画の促進

	施策名	施策の内容
22	審議会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用促進策を進めます
23	女性委員のいない審議会などの解消	女性委員のいない審議会などをなくすよう努めます

(全部局)

施策の方向② 市政や教育に関わる政策・方針決定過程への女性の参画拡大

	施策名	施策の内容
24	女性職員・教職員の職域拡大	女性職員・教職員が特定の職場や職務に偏ることなく、多様な仕事を経験しながら、能力を向上させていくことができるよう職域拡大や登用を進めます
25	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	女性職員・教職員の管理職への登用を進めるために、男女の意識啓発や働き方の見直しを行います

(市長公室 教育委員会)

施策の方向③ 女性のエンパワメントとネットワーク支援

	施策名	施策の内容
26	女性の活動グループの育成	セミナーやイベントの企画・運営などの実践的な活動をとらして、女性のエンパワメントの支援をします
27	女性のチャレンジに関する情報収集と提供の充実	さまざまなチャレンジに関する情報を収集し、多様な媒体を通じて情報提供をします
28	女性リーダーの発掘・育成と情報提供	地域活動や就労の場などで活躍する女性リーダーの情報を収集し、審議会等への登用を図るとともに、さまざまな場面で媒体を通じてロールモデルとして情報を提供します

(総合政策部 市民生活部)

エンパワメント(Empowerment)

「女性が力をつけること」という意味で、国連の第4回世界女性会議をきっかけに広く知られるようになった。具体的には、女性が自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもつ存在となることを意味している。

ロールモデル(Roll Model)

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考にする役割モデルのこと。

「女性のチャレンジ支援策について」(2003年(平成15年)4月男女共同参画会議意見)では、一人ひとりが具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

重点施策5 男女が協働で行う地域活動の促進

「地域」は、人々にとって身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会を実現するために重要です。

本市においては、これまでの地域活動とともに、10小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設置して住民と行政が協力しながら、住民主体のまちづくりを推進しているところです。こうした組織では、実際の活動は女性が中心となっている場合が多いにもかかわらず、会長をはじめとした役職の多くは男性で占められる傾向があることを踏まえて、男女双方の視点や意見が反映されるよう、女性の方針や意思決定の過程への参画を促進します。

また、自主防災組織の活動に参加・参画する女性は多く、自分の地域は自分たちで守るという意識が根づきつつあります。また、自主防災組織の会長の女性割合は7.3%で、まだまだ低調ですが、増加傾向にあります。災害・復興時には、女性への不利益が高まることや家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっていることから、今後はより一層地域での防災・災害復興などの分野への女性の参画を推進していきます。

施策の方向① 男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進

	施策名	施策の内容
29	地域活動や社会活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	自治会や地域コミュニティ推進協議会、自主防災組織など地域活動における男女共同参画の先行事例の紹介や、学習機会の充実を図ります

(全部局)

施策の方向② 防災・災害復興対策における男女共同参画の推進

	施策名	施策の内容
30	自主防災組織への女性の参画促進	自主防災組織の意思決定過程への女性の参画を促進します
31	男女の防災力アップへの支援	パンフレット「女性の視点からの防災対策について考えよう」を活用しながら、女性が災害や防災に対応する力をつけるための機会を充実します
32		緊急時において固定的な性別役割分担意識のもとで行動することがないように、平時から男女が協力した地域活動を推進します

(市長公室 総合政策部)

重点施策6 さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援

単身高齢女性や母子家庭では貧困に陥る割合が高くなっています。女性の場合、固定的な性別役割分担意識のもとで出産や育児等により就業を中断することや、非正規雇用が多いことなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

また、障がいのある女性、在住外国人女性などは女性であることで複合的な困難な状況に置かれている場合もあります。

さまざまな困難な状況に置かれている男女が安心して自分らしく暮らせるよう、男女共同参画の視点に立ったさまざまな取組を推進します。

施策の方向① 高齢者・障がい者の生活支援の充実

	施策名	施策の内容
33	高齢男女の社会参画促進のための支援	「しごと相談・支援センター」を充実し、高齢者の就労支援を推進します
34		高齢者の社会参加活動に関する広報・啓発、情報提供・相談体制の整備、指導者養成などを推進します
35	高齢男女の生活自立支援	男女の違いに配慮した介護予防対策を進めます
36	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	「障害者差別解消法」に基づいて、女性であることで複合的な差別があることへの敏感な視点をもって相談などの支援を充実します
37	障がい者の就労支援の充実	「しごと相談・支援センター」を充実し、障がい者の就労支援を推進するとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」や「障害者雇用対策基本方針」等を踏まえて差別のない就労の場づくりのための支援を充実します
38	当事者や家族の会の支援	高齢者や障がい者のグループや家族の会の支援をします

(市民生活部 福祉部)

施策の方向② ひとり親家庭等の生活支援の充実

	施策名	施策の内容
39	多様な家族形態への理解の促進	ひとり親家庭やステップファミリー、同性家族などさまざまな形態の家族が安心して暮らせる社会の気運を醸成するため、啓発や学習機会の提供をします
40	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	生活支援や子育て支援、就業支援などに関する情報や相談窓口について、多様な媒体を通じて周知を図ります
41	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子父子自立支援員やケースワーカー、民生委員・児童委員などの相談担当者への研修機会の充実を図ります

(市民生活部 福祉部 子ども・健康部)

施策の方向③ 在住外国人等の生活支援の充実

	施策名	施策の内容
42	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	在住外国人やその子どもたちが地域で安心して暮らせるよう、相互理解を深めるための交流の場や学習機会の提供を充実します
43	多言語による情報提供の充実	在住外国人等が安心して暮らせるよう、多言語による情報提供を行います
44	多言語による相談窓口の整備	在住外国人等が利用しやすいように多言語で相談できる機関との連携を図ります

(市民生活部)

ステップファミリー (Stepfamily)

配偶者の少なくとも一方の結婚前の子どもと一緒に生活する家族形態。继(まま)家族、ブレンッド家族(ブレンディッド・ファミリー)ともいう。一般的には、離別や死別後、子連れで再婚した結果形成される家族。血縁関係のない親子関係が1組以上含まれるものをいう。

基本課題Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

【女性活躍推進計画】

人口の減少と超高齢社会が進む本市において、持続可能な活力ある社会を形成するためには、男女ともに希望に応じて働くことができ、共に子育てや介護を担うことのできる社会の実現が不可欠です。

本市の女性の年齢階級別労働力率をみると、30歳代で労働力率が下がり、40歳代にかけて上がるという、いわゆるM字型曲線を描き、大阪府全域、全国よりも低くなっています（図表11）。また、就業者に占める女性の割合は微増し、2015年（平成27年）の国勢調査では43.3%で、共働き世帯が、夫が就業者、妻が非就業者の世帯（片働き世帯）を超えています（図表12、13）。

しかし、共働きの場合でも、家事・子育てや介護、地域活動の大半を女性が担っているというデータがある一方で、男性は長時間労働のために仕事一辺倒の生活を余儀なくされている状況があります。

国においては、2007年（平成19年）12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」をめざすべき社会の姿として掲げています。

また、2016年（平成28年）4月には「女性活躍推進法」が施行され、女性が職業生活において、個性と能力を十分発揮して活躍できる環境を整備し、職場における女性の活躍を推進することを雇用主である事業所（従業員300人以下は努力義務）に義務づけた法律を定めました。

同時に、本市においては、「池田市総合戦略」を作成し、商業の振興、就労・起業支援などにより「しごと」づくりや、子育て世代の支援を充実することで若い世代の移住・定住を促進するための取組を進めています。

職場での男女格差是正、女性の管理職登用、働き方の見直しを進めると同時に、男女が共に希望する働き方ができ、どのような働き方を選んでも格差が生まれにくいような就労の場の環境整備を進め、社会全体で女性が経済的自立をすることの重要性への認識を高めることが重要です。

また、仕事と子育てや介護を両立するための社会的サービスを充実し、男性自身が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性を認識した上で、家事や育児・介護や地域活動などに積極的に関わっていくことのできる総合的な支援が重要です。

ワーク・ライフ・バランス(Work-Life Balance)

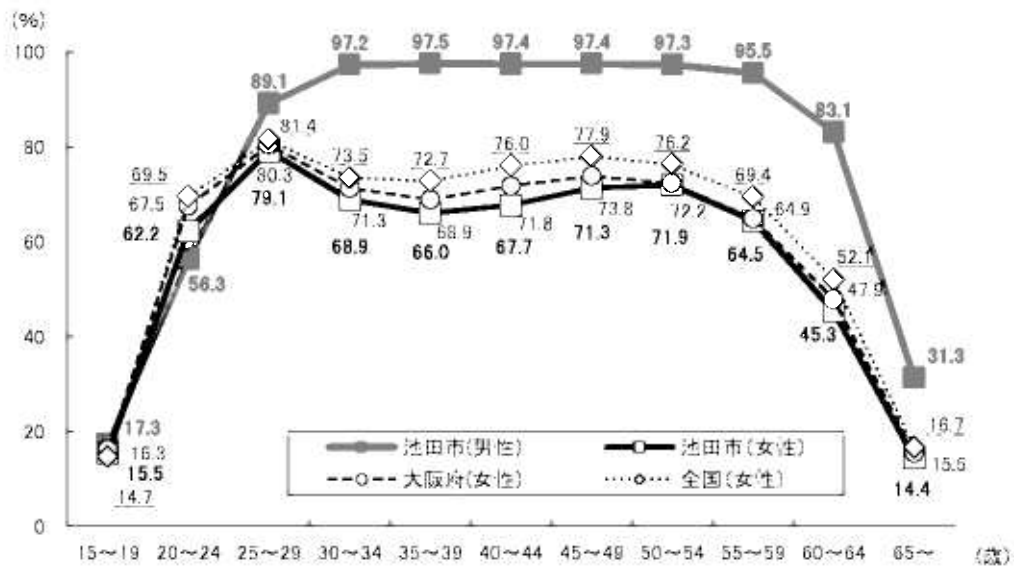
「仕事と生活の調和」と訳され、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

■計画推進の指標

指標名	平成 23 年度 現状値	平成 28 年度 の現状値	目標値 (平成 35 年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	28.0%	—	70%
男性職員の「育児参加休暇」取得者率(※)	33.3%	33.3%	60%
父親向けの子育て支援事業への参加者	549人	1,577人	増加させる

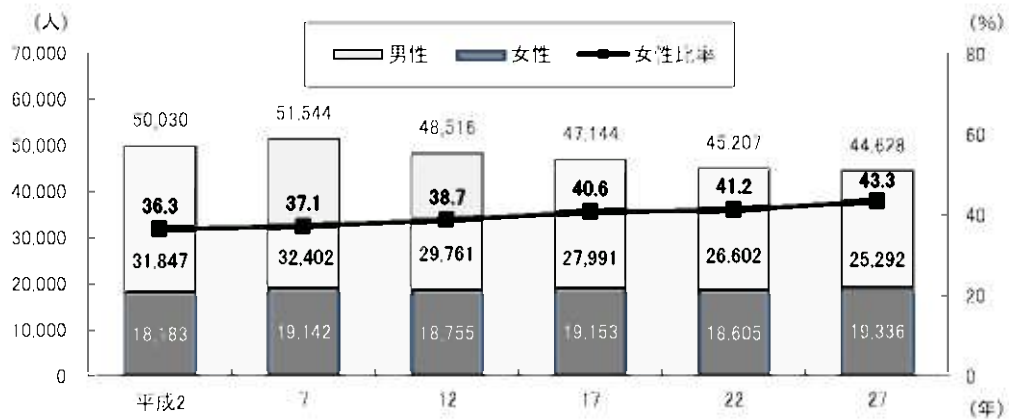
※「育児参加休暇」一対象者(出産する配偶者をもつ男性職員)
 出勤日(予定日)の前後各 8 週間間に 5 日(第 1 子の場合は産後 8 週のみ)

図表 11 性別・年齢階級別労働力率(全国(女性)、大阪府(女性)、池田市)



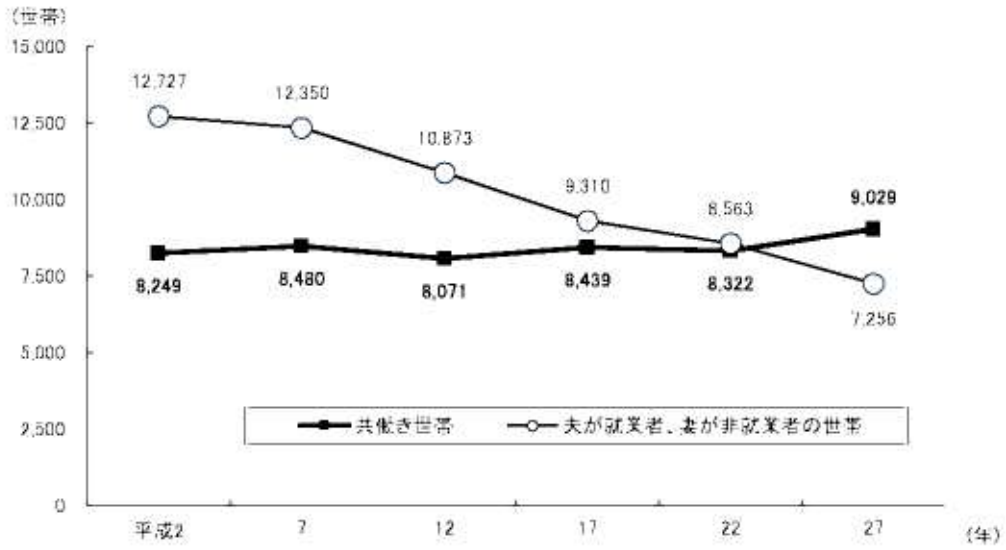
資料：総務省「国勢調査」平成 27 年

図表 12 就業者に占める女性割合の推移(池田市)



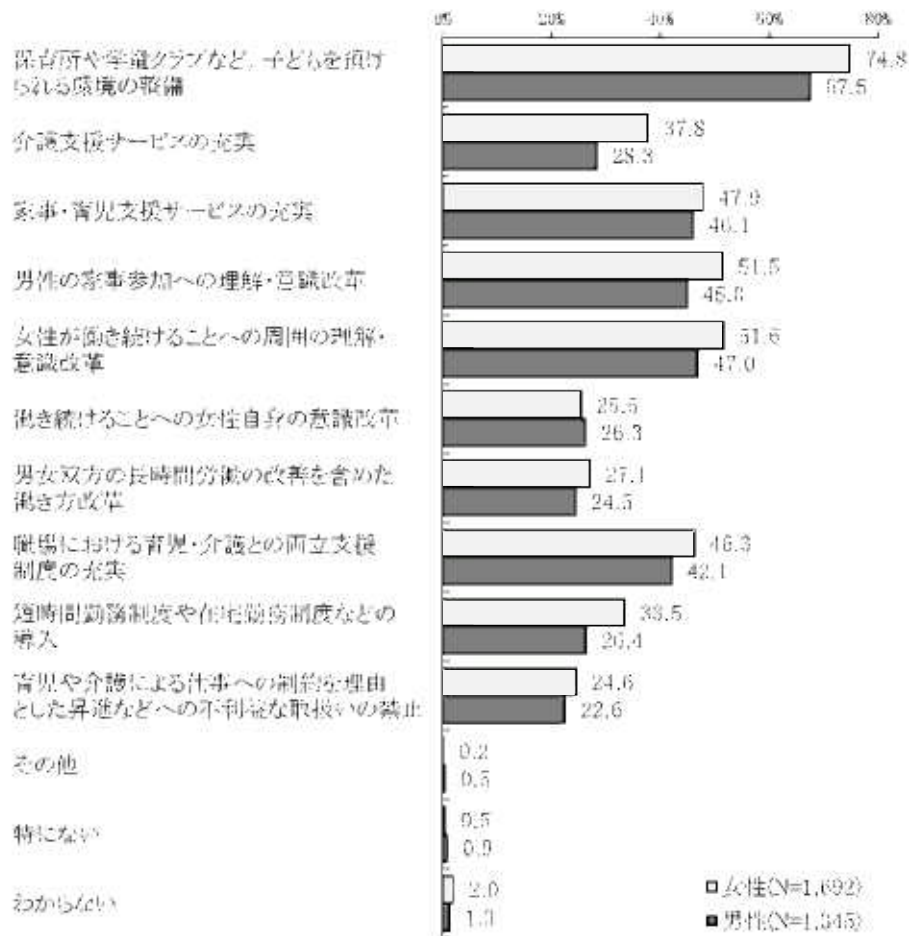
資料：総務省「国勢調査」

図表 13 共働き世帯の推移(池田市)



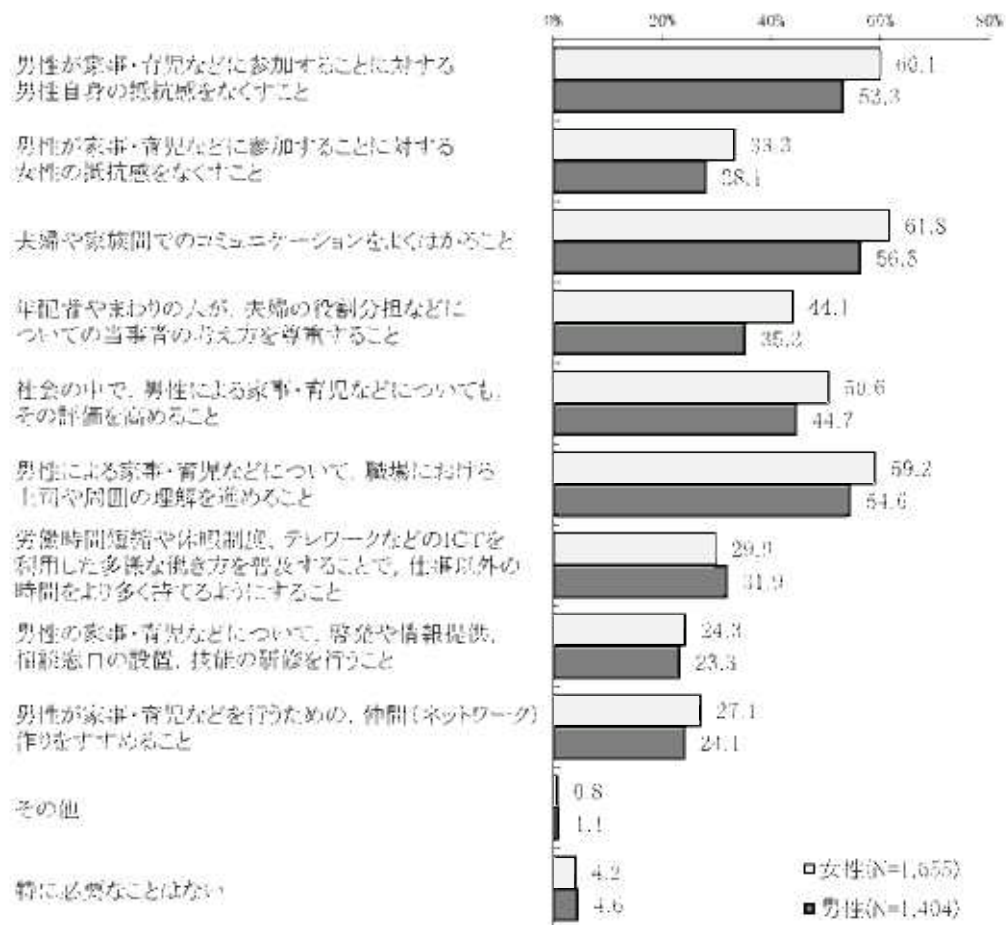
資料：総務省「国勢調査」

図表 14 女性が働き続けるために必要な支援



資料：内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」(平成26年)

図表 15 男性の家事、子育て、介護などへの積極的な参加を促進していくための方策



資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年）

重点施策7 就労の場における男女平等の促進

企業や男女労働者に対して、女性の能力発揮促進の支援という観点から、「女性活躍推進法」や「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知を図ります。

また、男女間の賃金の格差やさまざまなハラスメント、妊娠・出産・育児休業などを理由とする不利益取り扱い、非正規雇用者の処遇など、男女の均等な機会及び待遇の確保に向けた環境整備の重要性について啓発をしていきます。

「池田市総合戦略」に基づき、農業や自営業、起業をめざす女性に対して支援をしていきます。

施策の方向① 就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進

	施策名	施策の内容
45	「男女雇用機会均等法」等の法制度の周知徹底と労働相談の充実	「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」などの趣旨を周知させ、雇用の分野で男女平等を確保するため、事業者及び労働者に広報・啓発、学習の機会を充実すると同時に、相談窓口の整備を図ります
46	雇用の場での女性の活躍推進と男女が共に働き続けやすい職場環境づくりのための啓発・広報	女性の積極的登用や職域拡大、男女が働き続けやすい職場づくりに取り組む事例や、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を取り入れた事例の紹介に努めます
47	働く男女の健康管理対策の推進	事業所に対して、メンタルヘルスの確保及び女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するよう働きかけます
48	非正規雇用に対する雇用環境の整備	非正規の雇用環境を向上させるための事業所への働きかけを行います

(市民生活部 子ども・健康部)

施策の方向② 農業、自営業等に従事する女性の経済的地位の向上と就業環境の整備

	施策名	施策の内容
49	女性の起業支援	池田商工会議所、「いけだぴあまるセンター」などと連携し、起業をめざす女性への支援をします
50	農業や自営業に従事する女性への支援の充実	農業、商工業などの自営業に従事する女性の労働実態の把握に努めるとともに、活動への支援を充実します

(市民生活部)

重点施策8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための支援

事業所や男女労働者に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらすばかりでなく、企業にとっては、業務の効率化や従業員の定着、有能な人材の確保、企業イメージの向上などにつながるものであるという認識を普及します。

また、男性の家事・育児・介護参画のための多様な学習機会を提供するとともに、仕事と子育てや介護との両立を可能にする福祉サービスの充実を図ります。

施策の方向① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進

	施策名	施策の内容
51	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	「育児・介護休業法」などについて周知、一層の定着を図るための情報提供や相談を充実します
52	企業への働きかけ	企業や男女労働者に対して、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の取組先事例を提供するなど、推進のための情報提供を図ります
53		市内事業所に対して、「一般事業主行動計画」「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」策定に向けての支援をします
54	市役所のワーク・ライフ・バランスの推進	「池田市特定事業主行動計画」にそって、市役所のワーク・ライフ・バランスの推進を図ります

(市長公室 市民生活部)

施策の方向② 男性の家庭生活や地域活動への参画の促進

	施策名	施策の内容
55	男性向けの情報提供や啓発活動の推進	男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するために情報提供や啓発活動を推進します
56	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座などの開催	家事、育児、介護など生活者としての能力をつけるための学習機会を提供します
57	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年前後の男性、介護を担う男性などのネットワークづくりを支援します

(総合政策部 市民生活部 福祉部 子ども・健康部 教育委員会)

施策の方向③ 仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充

	施策名	施策の内容
58	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	企業に対して、両立を実現するための各種制度が利用しやすい職場環境の整備や育児・介護休業後の職場復帰支援などを働きかけます
59	子育て支援の充実	保育事業を充実し、一時保育・休日保育・病児・病後児保育の拡充等、多様なニーズに対応した子育てと仕事の両立支援を行います
60	介護サービスなどの充実	介護サービス・福祉サービス等を利用し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、性差によるニーズの違いに配慮したさまざまなサービスを提供するとともに、自立への支援をします

(市民生活部 子ども・健康部 教育委員会)

基本課題Ⅳ あらゆる暴力の根絶

セクシュアル・ハラスメント、売買春、ストーカー行為、人身取引、痴漢などの性犯罪、配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））（以下「DV」という。）、児童虐待、高齢者虐待などは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

こうした暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識を前提にした男女の不平等な関係、女性に対する差別意識など、力の弱いものが力の強いものから虐げられるという社会の構造的問題があり、男女共同参画社会を表現していく上で克服すべき重要な課題です。

大阪府における労働者からのセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、2015年度（平成27年度）では525件で、前年度よりも減少しています（図表16）。

また、大阪府内の配偶者暴力相談支援センター及び大阪府警察で受けたDVの相談件数は、延べ14,236件で、年々増加しています（図表17）。

暴力を根絶するためには、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において、どのような暴力も絶対に許さないとする認識を徹底するとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進していくことが求められています。

特に、DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。DV被害者は、多くの場合女性であり、女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなります。

国においては、2001年（平成13年）4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）を制定し、国、地方公共団体にはDVの防止と被害者の保護が責務として明示されました。この法律は、配偶者等からの暴力を「暴力」と認め、かつ、それが「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」であることを明確にしています。

セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)

性的いやがらせのことをいう。相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのむき出しの写真やポスターの掲示などが含まれる。立場を利用したり、性差別の上で成り立っていることが多く、雇用の場で問題となっている。近年では、学校や地域においても問題となっており、権力や力関係のある場面ではどこでもおこることが認識されるようになった。「男女雇用機会均等法」では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの対象を男女労働者とするとともに、その防止のため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備をはじめ、その他の雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけている。

ドメスティック・バイオレンス(DV) (Domestic Violence)

直訳すると「家庭内の暴力」となるが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使われている。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」では、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている。なお、この法律でいう「配偶者」には事実婚を含んでいる。「暴力」の形態は、次のように分類される。
身体的暴力…殴ったり蹴ったりすること、物を投げつけること、突き飛ばすこと等
精神的暴力…人格を否定するような暴言を吐くこと、何を言っても無視すること等
性的暴力…いやがっているのに性行為を強要すること、見たくないポルノビデオ等を見せること等
このほか、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、外出を制限したり、家族や知人と連絡を取らせない等の「社会的暴力」等があり、多くの場合、これらさまざまな暴力が複合しておこる。

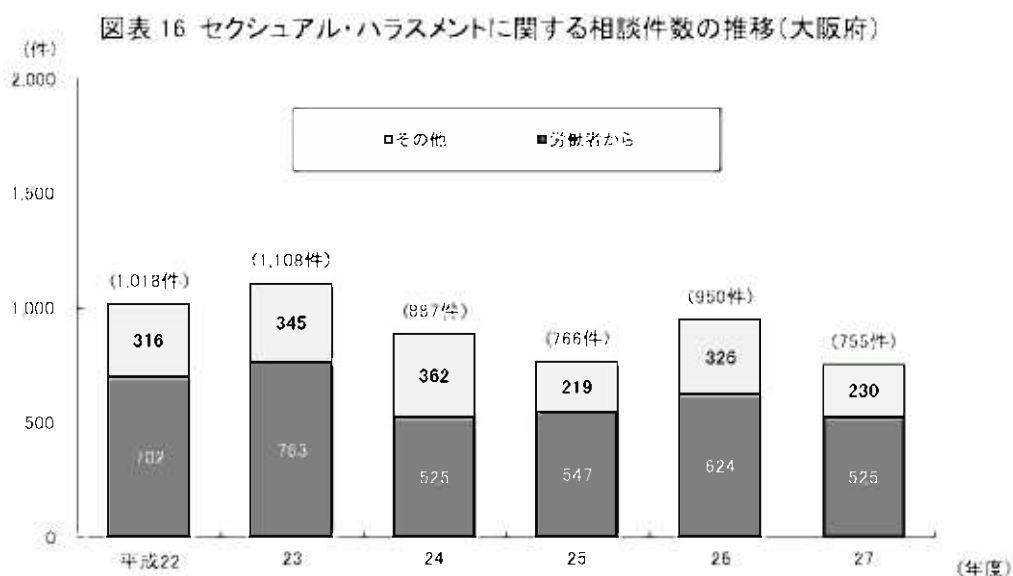
また、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省）では、市町村基本計画の策定にあたっては、

- （１）DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと
- （２）幅広い分野にわたる関係機関等との連携
- （３）被害者やその親族、支援者等の関係者の安全の確保を常に考慮すること
- （４）それぞれの市町村の状況を踏まえた計画とすること

が必要であるとし、被害者に最も身近な行政主体として、以下のことに積極的に取り組むよう求めています。

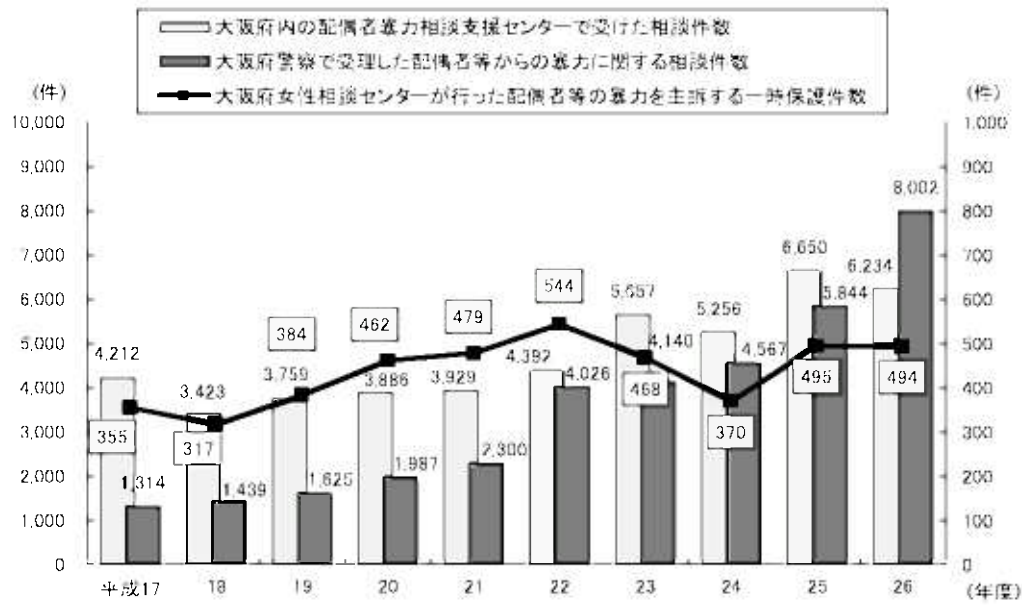
「児童虐待防止法」２条においては、子どもの前で配偶者などに暴力をふるう「面前DV」も「心理的虐待」という児童虐待にあたりと定義しており、DVが子どもに与える影響を考慮した子どもへの取組が求められています。

DVの防止や被害者の保護には、住民に身近な行政主体である市町村が果たす役割は重要です。DVに関する正しい理解を促し、DV被害の防止に取り組むとともに、被害者からの相談対応、安全の確保、自立支援などを推進していきます。



資料：大阪労働局「大阪労働局統計年報」

図表 17 ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談等件数(大阪府)



資料：内閣府「配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査」（平成26年度）、大阪府警察本部、大阪府女性相談センター

■ 計画推進の指標

指標名	平成 23 年度 現状値	平成 28 年度 の現状値	目標値 (平成 35 年度)
セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発活動	3回	5回	増加させる
DV・デートDVに係る相談窓口等の情報提供	2回	3回	増加させる
市職員・相談員への研修及びDV防止のための情報提供	1回	1回	増加させる

重点施策9 あらゆる暴力の根絶

性犯罪を含む暴力を根絶するために、家庭、地域、事業所、学校などあらゆる場面において、どのようなものが暴力なのかを知らせると同時に、それらの暴力は犯罪をも含む人権侵害であり、許されるものではないという意識を醸成します。

また、被害を潜在化させないよう、相談する窓口の情報提供や二次的被害をまねかないような相談に関する環境整備を図り、被害者のエンパワメントを支援します。

被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等の場合にも地域や関係機関などと連携しながらきめ細かい対応に努めます。

施策の方向① セクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力根絶のための啓発推進

	施策名	施策の内容
61	あらゆる暴力を許さない社会風土	多様な広報媒体を通じて啓発を推進します
62	の醸成	さまざまな機会を活用した学習機会を提供します

(市長公室 市民生活部)

施策の方向② 暴力被害者への相談の充実

	施策名	施策の内容
63	さまざまな相談事業の充実	性犯罪や児童虐待、高齢者虐待などに対応する相談窓口の周知を徹底すると同時に、担当者や相談員がその言動によって、被害者を傷つけないよう、研修の充実を図ります

(市民生活部 福祉部 子ども・健康部 教育委員会)

重点施策10 DV問題を発生させない教育・啓発

【DV防止基本計画】

本市においてはこれまで、相談窓口を記載した名刺サイズのDVカードを関係各課の窓口や公共施設に設置し、DVに関する啓発並びに相談窓口の周知を図ってきました。また、面談と電話による女性のための相談を実施してきました。DVがどのようなものなのかなどの聞き取りも含めて2016年度(平成28年度)には16件のDV相談がありましたが、緊急一時保護・避難は0件です。

DVは家庭内でおこることが多く、予見が遅れることで潜在化、深刻化する場合があります。DV被害者はもちろんのこと、その家族や友人など、周りの人々がDVについての正しい認識があることによってDV被害を未然に防ぐことができることから、DV問題を発生させないための啓発活動や学習機会の提供を充実します。

また、あらゆる世代における交際相手からの暴力(以下「デートDV」という。)についても社会問題化しています。特に、中高校生や大学生など若年層におけるデートDVについての啓発活動も推進します。

※ここでいう「配偶者」とは、事実婚を含む配偶者や元配偶者、同居する交際相手をいう。(DV防止法第3次改正)

施策の方向① DV被害防止に向けた啓発の推進

	施策名	施策の内容
64	DVを理解するための教育・啓発活動の推進	内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて暴力防止キャンペーンを実施するなど、DVについての正しい認識や理解が深まるよう広報・啓発活動を推進します
65	DV発見・通報を促進するための広報	「DV被害者支援マニュアル」を提示し、医師その他の医療関係者等と連携しながら、DV防止法に定められた発見、通報に係る規定の周知に努めます
66	若い世代に対する教育・啓発の実施	若年層とその保護者、教育関係者を対象に、デートDVに関する啓発や学習機会の提供を充実します
67	子どもの人権教育の推進	非暴力による問題解決の仕方を学ぶとともに、自尊感情をもち、自分も相手も大切にすることができる気持ちを育む教育や学習の機会を提供します

(市民生活部 教育委員会)

施策の方向② 職務関係者への研修の充実

	施策名	施策の内容
68	DVを理解するための研修の実施	「DV被害者支援マニュアル」にそって、担当者の理解不足による二次被害を防ぐため、DVの定義や背景、支援制度など基礎的な研修を通じて、幅広い研修の実施に努めます
69	個人情報等の管理と秘密の保持の徹底	「DV被害者支援マニュアル」にそって、被害者の個人情報の管理に努めるとともに、秘密の保持を徹底させるため、職務関係者の研修を行います

(市民生活部)

施策の方向③ 加害者への教育・啓発

	施策名	施策の内容
70	加害者更正プログラムの研究	加害者が更正するための有効な施策について、情報収集と調査研究を行います
71	関係機関と連携した加害者相談の活用	DVの認識がありながら、暴力をやめられない加害者に対し、相談窓口についての情報提供を行います
72	加害者への教育・啓発の推進	加害者の大多数である男性に対し、配偶者への暴力は人権侵害であり犯罪であるという認識を周知徹底するための教育・啓発に努めます

(市民生活部)

重点施策 11 DV被害者の安全を確保するための支援の推進

【DV防止基本計画】

本市においては、被害者が安心して相談できる相談体制、DV被害者等への緊急一時保護及び緊急避難支援制度、緊急連絡にも対応できるよう関係機関との連携、「DV被害者支援マニュアル」の活用などをおして、安全で安心して相談、避難、その後の生活自立など、DV被害者に対する支援の仕組みを構築しています。

こうした支援の仕組みをDV被害者に情報提供するとともに、支援の充実を図ります。

施策の方向① 相談窓口の充実、情報提供

	施策名	施策の内容
73	被害者のための相談体制の充実	緊急のDV相談をはじめ、電話や面談による被害者相談の充実を図ります。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう、関係機関との連携を図ります
74		被害者に対して二次的被害を与えないよう、相談窓口や手続きの担当者への研修を充実します
75	身体的安全や保護命令に係る情報の提供	緊急的な被害者に対し、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連絡調整を行い、緊急一時保護及び緊急避難支援制度、DV防止法に基づく保護命令等の情報の提供に努めます

(市民生活部)

施策の方向② 緊急時の安全確保

	施策名	施策の内容
76	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	危険な状態にある被害者やその子ども等を一時保護し、安全を確保します。また、施設や親戚・知人宅へ避難する場合の交通費等を支給します
77	民間施設も含めた広域的な受け入れ体制の整備	被害者に関しては、加害者から離れるほど安全性が高いため、民間シェルターへの入所や都道府県、他市町村の関係機関との広域連携による支援体制の推進に努めます

(市民生活部)

重点施策12 DV被害者の自立に向けた支援

【DV防止基本計画】

被害者のための各相談窓口では、自立に向けた情報提供や助言が適切に行えるよう、常に最新の情報を収集するとともに、被害者の状況にあった支援策を調整し、一人ひとりの自立に対する適切な支援に努めています。今後も引き続き、DV被害者の立場に立ち、相談、安全の確保から自立までのきめ細かな切れ目ない支援を進めるため、庁内関係課や関係機関が幅広く連携できる仕組みを充実します。

施策の方向① 自立支援策の充実

	施策名	施策の内容
78	自立に必要な情報の提供	被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅の確保や行政手続き等に関する情報の提供、助言を行います
79	自立に向けた支援の充実	被害者やその子どもが安心して新しい一歩を踏み出せるよう、住民基本台帳における支援措置をはじめ、母子自立支援施設や市営住宅の優先入居、就学、障がい福祉サービスの提供など、自立に向けた支援策の充実に努めます。また、短期間にめまぐるしく変わる環境の変化による精神的な負担を軽減するため、同行支援や関係機関との連絡調整に努めます

(市民生活部 福祉部 子ども・健康部 都市建設部)

施策の方向② 関係機関との連携協力

	施策名	施策の内容
80	DV情報の共有	被害者が相談やさまざまな手続きなどを行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努めます
81	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合など、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます
82	関係機関やネットワーク組織の連携強化	DV対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関との連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努めます

(市民生活部 福祉部 子ども・健康部 市立池田病院 教育委員会)

第4章 計画の推進

1. 推進体制の充実

市長を本部長とした「池田市男女共同参画推進本部」のもとで、広範多岐にわたる男女共同参画推進関連施策を行う部署・機関が有機的に連携を図り、総合的・計画的に施策を展開できるよう、横断的な推進体制を確立し、着実かつ計画的な取組を展開します。

そのためには、市役所が男女共同参画のモデル職場になれるよう、職員や教職員の男女平等や男女共同参画に対する認識を深めるための研修や、固定的な性別役割分担意識を払拭した男女が働き続けやすい職場づくり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進などを積極的に進めます。

また、「池田市男女共同参画審議会」が、男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査・審議し、必要に応じて市長に対して意見を述べることで、計画の円滑な推進を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、基本課題ごとに指標を設定し、数値目標を掲げます。

庁内の各課が実施する施策の推進状況を毎年取りまとめ、進捗状況について把握し、計画の着実な遂行に努めるとともに、数値目標の達成状況や進捗状況のまとめについては、池田市男女共同参画審議会に報告し、公表します。

3. ネットワークの構築・連携・強化

男女共同参画社会の実現は、行政の方だけでは達成できるものではありません。男女共同参画の推進に取り組むNGO・NPOや、市民、事業者とより密接に連携して取組を進めるため、ネットワークの構築・連携・強化を行い、情報交換や交流を行う機会の拡充や自主活動への支援を進めます。また、国、府、関係機関などとの連携・協力を深め、施策の充実などを図ります。

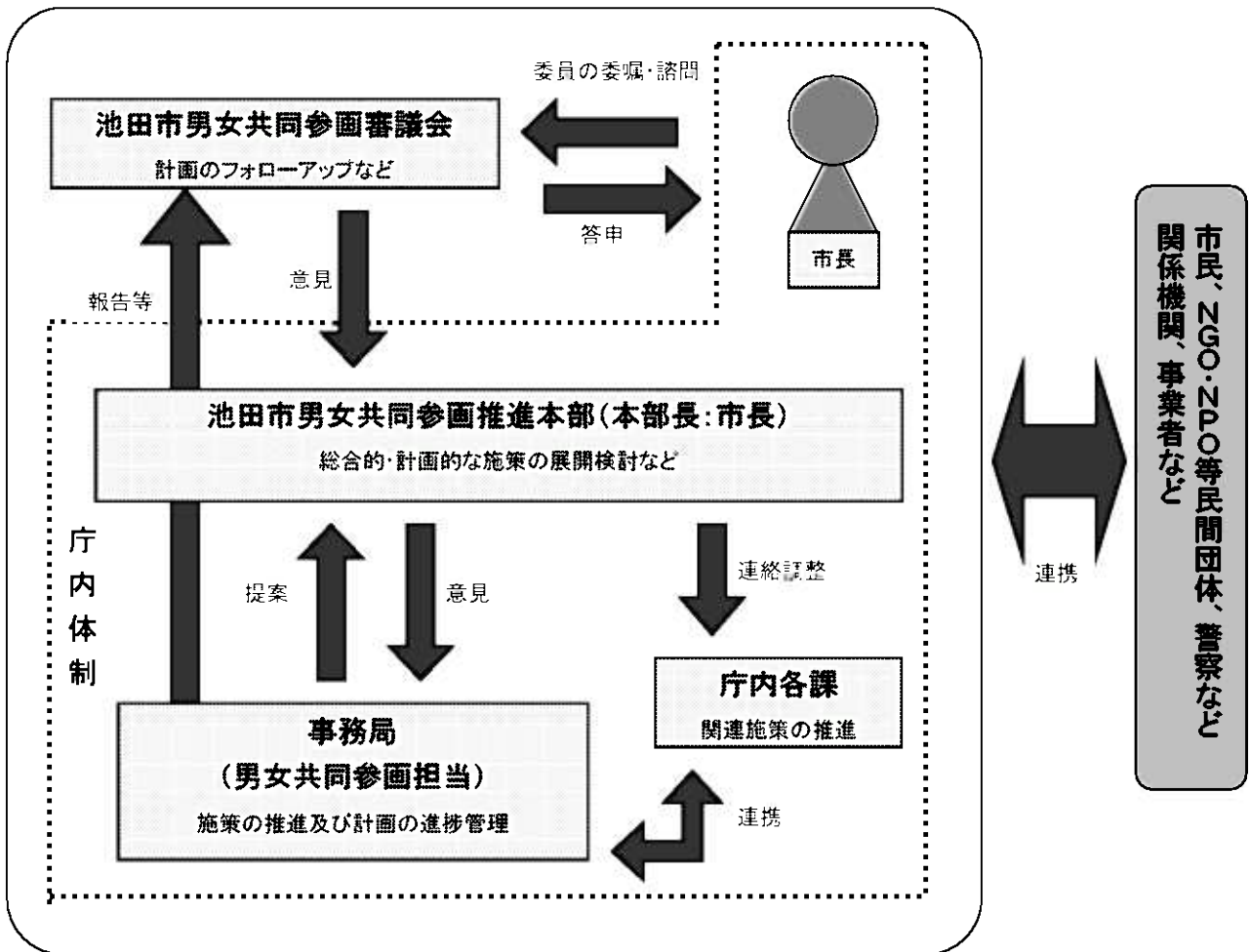
4. 苦情や意見への対応

「池田市男女共同参画苦情処理委員会」において、男女共同参画施策等への苦情や、権利侵害を受けた場合の相談を受け、施策の改善のための勧告や相談に対する助言を行います。

5. 拠点施設の充実

男女共生に関する情報の提供などを行うとともに、男女の自立と共同参画の推進に向けた多様な活動を支援する拠点として、男女共生サロンの充実を図ります。

6. 計画の推進体制



第2次池田市男女共同参画推進計画 ～いけだパートナーシップ21～

発行 池田市市民生活部人権・文化国際課
〒563-8666
大阪府池田市城南1丁目1番1号
TEL 072-754-6231 (直通)
072-752-1111 (代表)

※本冊子中の部局名は、平成29年4月1日付組織改正後のものを記載しています